

101.

B-0031

極秘

aide et assistance ニ關スル調査

(一三、一一、三〇、條一)

aide et assistance ナル辭句ノ使用セラレタル條約ノ前例

(1) 一九二五年一〇月ノ「ロカルノ」條約ノ一部タル佛波協定及佛智協定ノ各第一條末段

(2) 一九三一年一月一五日「ジュネーヴ」署名ノ波羅間保障條約第二條

(3) 佛蘇相互援助條約及佛智相互援助條約

單ニ assistance ナル辭句ハ既ニ明治三十五年一月ノ第一回第二

回第三回日英同盟協約第三條ニ使用セラレ、「ロカルノ」條約ノ中心ヲ爲ス「ライン」保障協定第四條ノ二、一九二七年一月ノ伊「アルバニア」間防禦同盟條約第四條等比々皆然リ

aide et assistance ノ意義

(1) 先ツ assistance ノ意義就キテハ前記日英同盟協約其ノ他凡テノ

同盟條約等ニ於テ之ガ military operation ヲ意味スルモノナル

コトハ明白ニシテ、前記伊「アルバニア」間同盟條約ニ於テハ

「援助」(assistance) ト爲ルコトアルベキ一切ノ軍事上、財

政上及他ノ手段「トアリテ援助ノ意味ヲ説明シ居レリ

既ニ締約國間ニ於テ一朝事アルトキ軍事上ノ援助ガ條約上ノ義

務ト認ラレ居ル場合財政上其ノ他凡ユル種類ノ援助義務ガ同

時ニ發生スルハ當然ノ儀ナルベシ

(2) 次ニ aide et assistance ト aide ノ加ヘラレタル場合ノ意義ヲ

検討スルニ、前記一ノ(1)、(2)及(3)ノ何レノ場合ニ於テモ軍事上、

財政上其ノ他有ラユル種類ノ援助ヲ意味スベク、援助ノ内容ハ

第三國ヨリ來ル侵略ノ脅威乃至實害ノ度ニ正比例シテ増大スベ

キモノト爲スヲ締約國ノ意トスル所ト謂フベシ

又 aide et assistance トノ間ニハ特ニ注意スベキ意義上ノ差異

ナル辭句ノ只前記ノ如ク從來ノ同盟條約ニ於テハ assistance

外務省

(日本標準規格 B5)

(日本標準規格 B5)

B-0031

句ガ使用セラレ之ニ「ロカルノ」條約以後 aide ナル辭句ガ加ヘ
ラレタルナリ

要之 aide et assistance ナル辭句ヲ使用スルコトニ依リ一旦緩急ア
ル場合締約國間ニ於テ凡ユル種類ノ援助ヲ行ハントスルモノト言
フベク、網羅的規定ナリト爲スチ得ベシ

外
務
省

〔日本標準規格B5〕

B-0031